# 洛和メディカルスポーツ京都丸太町の 利用料金は医療費控除の対象となります

<当施設で医療費控除の対象となるもの>

メディフィット	パーソナル	酸素室
健康管理料 利用料	30分コース	全て

## ◆注意◆

「運動処方箋」発行以降の日付の領収書が控除対象となります ※手続き前に利用されていた分は対象外となります

#### 控除可能な対象

- 医師の運動療法処方に基づいて運動を行う
- 運動療法は概ね週1回以上の頻度、8週間以上の期間行う など

#### 控除の流れ

- ① 〈医療機関〉医師より運動療法が適当と判断した場合、「運動療法処方箋」を発行
- ② 〈運動施設〉「運動療法処方箋」を提出し、運動療法を開始・継続
- ③ 〈運動施設〉「運動療法実施証明書」を交付
- ④ 〈医療機関〉処方箋発行医師に提出し署名・捺印
- ⑤ <税務署>確定申告の際、「領収書」と「運動療法実施証明書」を提出

<医療機関> 丸太町リハビリテーションクリニックなど <運動施設> 洛和メディカルスポーツ京都丸太町

処方箋期限:発行後1年 ※1年に1度手続きが必要です

### 医師による「運動療法処方箋」の発行をご希望される方

併設する丸太町リハビリテーションクリニックにて診察・処方箋等の 発行手続きを行うことが可能です ※詳細は裏面

指定運動療法施設

洛和メディカルスポーツ京都丸太町 075-802-9030 京都市中京区車坂町12 七本松丸太町下ル

## 医療費控除手続き手順

	手続き	詳細	費用	場所·担当
1	説明を 受ける	詳細を確認する ※利用頻度、所得などにより還付金 額が手続きにかかる費用を下回る可 能性があります		リハビリ棟 フィットネススタッフ
2	事前 問診	スタッフの質問に答える		リハビリ棟 フィットネススタッフ
3	診察 予約	事前問診表など書類を提出し予約を 取る		外来棟 利用者自身
4	受診	運動療法が適当と判断した場合、 「運動療法処方箋」を発行(即時)	処方箋 発行料 (2,200円) +診察料	外来棟 医師
5	処方箋 提出	処方箋は当施設にて保管		リハビリ棟 フィットネス受付
6	運動	週1回、8週以上継続して運動します ※利用にかかった費用の領収証は 原則再発行ができませんのでご注意 ください	各利用料	リハビリ棟
7	書類 発行	「運動療法実施証明書」発行 (翌年1月)	1,100円	リハビリ棟 フィットネス受付
8	確定申告	確定申告時に書類提出 ①運動療法実施証明書 ②各種領収証		税務署

医療費控除の対象は、「⑤処方箋提出」が 完了した日付からの領収証となります

ご希望される方はまずフィットネススタッフへご相談ください

洛和メディカルスポーツ京都丸太町 075-802-9030